

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

1.1 計画策定の背景・趣旨

日本は、少子・高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、さらに経済的に困難な状況から連鎖するこどもの貧困問題、児童虐待等こどもや家庭を取り巻く環境の変化により、こどもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが継続的な課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

また、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同時にこども政策の司令塔として、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて（「こどもまんなか社会）」、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」（令和4年8月「こども家庭庁設置に向けた主な取組み状況」内閣官房こども家庭庁設立準備室より引用）するため「こども家庭庁」が発足しました。

本市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成27年度に「第1期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心してこどもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

そして、令和元年度に策定した「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、こども基本法で規定されている市町村こども計画として新たに令和7年度から令和11年度までの「逗子市こども計画」を策定することとしました。

この計画では、「こども基本法」を踏まえ、国の「こども大綱」及び県こども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」と考え方を合わせながら、こどもたちの意見を聞く機会を設けて策定しています。

第2期同様に、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう、切れ目のない支援によるこどもに関する環境の充実をめざします。

1.2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

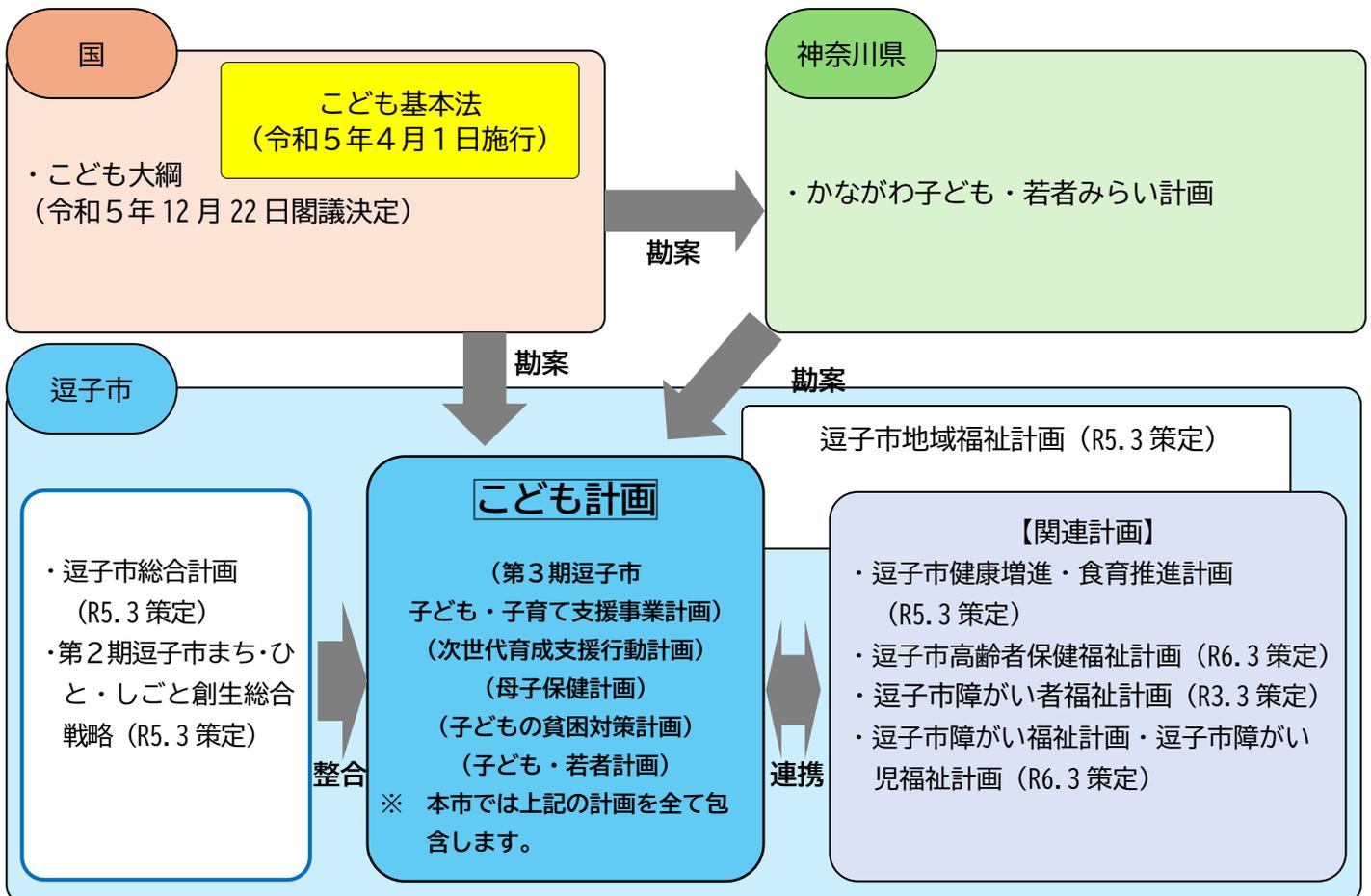
令和5年4月に新たに「こども基本法」が施行され、市町村は国の「こども大綱」等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされました。「逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期から「こどもにとって」という視点を掲げて策定しており、「こども基本法」や「こども大綱」との共通性があったことから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり「こども基本法」に基づく市町村こども計画として位置づけることとし、「逗子市こども計画」として「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含して策定することとしました。

なお、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画を包含して策定しており、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「逗子市こども計画」においても、同様にこれら計画を包含する形で策定しています。また、この改定に当たり、子ども・若者育成支援法の規定される子ども・若者計画も包含して策定しています。

令和7年度から令和11年度までの5年間、この計画を基にこども・若者施策及び子育て支援施策を総合的に推進します。

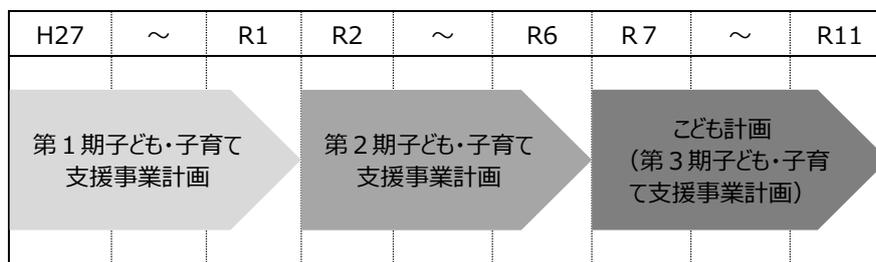
(2) 他計画との関係イメージ

様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市地域福祉計画」等の関連計画と整合性を持ったものとしています。



(3)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。なお、5年間の計画期間中でも、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



(4)計画の対象

この計画の対象は、30歳未満のすべてのこどもや若者とその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

国のこども大綱ではこども・若者を対象としており、こども大綱に集約された子供・若者育成支援推進大綱で若者をおおむね18歳からおおむね30歳未満としてることから、同様に定義しています。

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」等法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名等の固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

【用語の説明】

- ・児童 児童福祉法第4条第1項において「満十八歳に満たない者」と規定しています。
また、同法同条同項では次のようにも規定しています。
乳児 「満一歳に満たない者」
幼児 「満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」
少年 「小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」
- ・子ども 子ども・子育て支援法第6条第1項において「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」と規定しています。
- ・こども こども基本法第2条第1項において「心身の発達の過程にある者」と規定されています。
こども家庭庁が令和5年12月22日に閣議決定した「こども大綱」では「心身の発達の過程にある者」を次のように説明しています。「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」と説明しています。
- ・青少年 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第1項において「十八歳に満たない者」と規定しています。
- ・若者 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」において「思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者)」と定義しています。